



2014年暮れ、総選挙に圧勝して発足した第3次安倍晋三内閣は、大胆な金融緩和や成長戦略など「3本の矢」から成る「アベノミクス」が国民に支持されたとして、デフレ不況からの脱却に向けて動き始めた。この「アベノミクス」については、経済再生の期待を高めた反面で、実態経済は消費税の8%への増税もあり、景気回復の遅れをもたらし、14年度は、マイナス成長になるとみられている。また、円安が一段と進む一方で、原油価格は大幅に下がったが、日銀はなお2%の物価高を目指すなど日本経済全体にさまざまな変化をもたらしている。今後の行方は分からないが、経済の新しい展開には、新語や流行語を伴っていることが少なくない。

そこで、2年目も引き続き経済の新語・流行語に焦点を当て、そこから見えて来るものにとらえようと試みることにした。過去1年は、用語の解説より、経済の動きにとらわれるところが多かったかもしれないが、今年は、今までより新語・流行語にこだわりながらも、単なる言葉の定義や由来にとどまらない経済エッセイ風のスタイルと、気になる用語説明の二通りの形式を続けていきたい。

## 【まとめ方】

1. 原則として経済の新語を単語として取り上げるが、多少古くても、意味やそのニュアンスが少し変わったもの、あるいはマスメディアでしばしば使われるものを流行語として扱う。
2. 取り上げた項目は、内容によって右の12に分類して表示する。  
(分類は今回から一部変更)
3. 取り上げ方は、大きな話題になったものをエッセイ風の本文にして、その中で新語・流行語を扱い、後半は「このほか、今号の新語・流行語」として、新語とマスメディアで見て気になる用語を手短にまとめる。
4. このPDFファイルは、無料で、原則として、月に1回(15日前後)を目途に小生の本サイトで公開する

成長戦略  
財政  
エネルギー・環境  
金融・証券  
情報デジタル化  
企業・雇用  
食・農業  
社会保障  
地域・人口  
対外関係・国際  
暮らし(教育を含む)  
経済全般

## No.2015\_1 目次

<b>1. 新年度の税制と財政課題</b> .....	<b>1</b>
(1) 新年度税制 .....	1
i. 消費刺激の減税 .....	1
ii. 法人税減税 .....	2
iii. 地方創生、NISA 拡充など .....	3
(2) 財政課題の見方 .....	4
<b>2. 再生医療</b> .....	<b>6</b>
(1) 「STAP 細胞」存在せず .....	6
(2) 今後の再生医療 .....	7

---

### このほか、今号の新語・流行語 .....

① 日本の CCS .....	8	② IPO ほか株式用語 .....	8
③ 特許開放 .....	10	④ 農地バンク .....	10
⑤ ピケティ理論 .....	11		

## 1. 新年度の税制と財政課題

### (1) 新年度税制

【前説】平成 27 (2015) 年度の「与党税制改正大綱」は、14 年 12 月に総選挙が行われたため、例年より遅れ、12 月 30 日に、自民、公明の両党によって決定された。この内容が新年度予算案と税制改正関連法案に反映される。(以下自民・公明両党による「平成 27 年度税制改正大綱 12.30」を基にし、各紙を参考にしてまとめる)

税制改正大綱の特徴を 3 点挙げ各項目ごとに整理する。

- i. 消費刺激の減税
- ii. 法人税減税
- iii. 地方創生、NISA 拡充など

#### i. 消費刺激の減税

財務省によれば、今回の税制改正により、国税にかかる増税分と減税分を差し引きすると、約 1000 億円の減税になると言う。既に新年から相続税の増税が実施されているが、今度の税制改正では、14 年 4 月の消費増税からの回復が遅れたことから、足元の個人消費のてこ入れと同時に、2017 年 4 月の消費再増税にも備えるためとみられる消費刺激策が盛り込まれている。その一つは、高齢者に偏っているとされる資産を若年層に移転を促す**贈与税の非課税制度拡充**である。

例えば「住宅資金を非課税で贈与できる制度」は、現在 1000 万円の非課税枠があるが、14 年末までとなっていたこの制度を 2019 年 6 月まで延長する。

また、非課税の枠も 15 年から 1500 万円に引き上げ、8%への消費増税で落ち込んだ住宅市場をてこ入れする。しかしその後は、消費税の 10%への再増税を控えた 16 年の大半は、駆け込み購入を抑えるために、非課税枠を 1200 万円に引き下げる。再増税のあとは、反動減対策として非課税枠を一気に 3000 万円に引き上げ、そのあとは、また非課税枠を下げるという複雑な対策がとられる。

住宅の場合は、消費再増税の半年前に契約すれば、引き渡しは再増税後の 17 年 4 月以降でも増税前の消費税率が適用される。このように住宅の駆け込み購入の動きは、おおむね消費増税の半年前までとなり、こうした独特の動きに合わせて、住宅資金の贈与非課税枠が大きく変わる仕組みになるので注意が必要である。

住宅関係では、住宅購入時に利用できる住宅ローン減税や、中低所得者向けのすまい給付金も 2019 年 6 月までとされる。

住宅以外でも、15 年度から結婚、子育て資金の一括贈与について、1000 万円までの贈与は非課税になる制度がつくられることになった。「将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しする」という減税措置である。

また、既に設けられている教育資金の贈与非課税制度については、資金の使い道を留学の渡航費などにも拡充する。子育てや教育の非課税贈与制度は 19 年 3 月までとしている。

## ii. 法人税減税

法人税の減税問題は、具体的には、**法人実効税率**で議論されている。つまり法人にかかる税には国税もあれば地方の法人課税もあるため、これらを合わせて、実際にかかる税率が問題になる。現在、法人にかかる標準の実効税率は、34.62%、(標準税率、東京では、35.64%)となっているが、安倍首相は 14 年 6 月の閣議でこの法人実効税率を「企業の稼ぐ力強化策」の重要な柱の一つに位置づけ、税率を「数年かけて 20%台まで引き下げる」と述べてきた。(本シリーズ 14 年 7 号 P02 参照)

実効税率が 20%台というのは、国際的に見ると、ドイツ、中国、韓国、英国などであるが、日本は、その中で最も税率が高いドイツの 29.59%を視野に入れて検討してきた。その結果、新たな標準の法人実効税率を 15 年度は 2.51%引き下げて 32.11%にし、とりあえずフランス並みにする。16 年度は今より 3.29%下げて、31.33%にする。これによって、法人実効税率を「数年間で 20%台に引き下げる」という政府の目標は 2 年間で実現にほぼメドをつける形になった。これまで日本の法人実効税率は、国際比較で高い水準にあったため、海外から進出して来ている外国企業が事務所などを日本からほかへ移すのを防ぐ効果と、国際企業を誘致することを狙った引き下げと見られている。

ただ、法人減税の財源をねん出するのが難しいことから、赤字企業も課税される**外形標準課税**を強化することになった。この税は、資本金や人件費の総額など外から見て一目で分かる「企業の大きさ」を標準にして負担を求める地方税で、「**赤字法人課税**」とも言われる税制である。この外形標準課税を大企業対象に 16 年度まで 2 倍に増やすといった対策をとることにしており、赤字の大企業にとっては負担が重くなる。

企業は、業績のよしあしに関係なく、治安の確保や道路の整備などの行政サービスを受けているということで、中小企業にもこの外形標準課税を適用すべきだとする意見があったが、今回は、資本金 1 億円以下の中小企業は引き続き除外された。

こうしたさまざまな議論を経て法人減税がまとまり、トータルでは 15～16 年度で企業の実質的な税負担は 4200 億円減るといふ減税先行型の政策になった。これによって企業の競争力が高まり、賃金引き上げに結びつくのかどうかが焦点となる。

### iii. 地方創生、NISA 拡充

[地方創生]は、安倍政権の重点課題の一つで、「まち・ひと・しごと創生法」でも「東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保」とともに、「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける」ことを重視している。今回の税制改正でもこれを後押しするため、次の 3 点を挙げている。

#### ①地方拠点強化税制の創設

#### ②ふるさと納税

#### ③外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

①地方拠点強化の税制としては、「企業がその本社機能等を東京圏から地方に移転したり、地方においてその本社機能等を拡充する取り組みを支援するため、本社等の建物に係る投資減税を創設するとともに、雇用の増加に対する税額控除制度(雇用促進税制)の特例を設ける」という 2 本立ての減税策を示している。

具体的には、最も大きな減税が受けられる東京 23 区の本社機能を地方に移転した場合、建物等への投資額の 7%が法人税から差し引かれる。従業員の転勤や新規採用により、地方で働く人が増えれば 1 人につき 80 万円を法人税から控除するなどの制度である。

東京の 23 区以外から地方へ移った場合は、投資額の 4%、雇用増加 1 人につき 50 万円が法人税から差し引かれる。また、23 区の内外を問わず、地方移転に伴う投資額を法人税から差し引く代わりに、何パーセントかを前倒しで償却することも可能となっている。

②ふるさと納税については、生まれ故郷など好きな自治体に寄付すると、寄付額から 2000 円を引いた額が居住地への住民税と所得税で減額できる仕組みがある。さらに寄付を受けた地方の自治体からお返しの特産品も送られてくる。(本シリーズ 14 年 09 号 P5 参照)

今回の税制改正では過熱気味とも言われる返礼品等の送付について、良識ある対応を地方自治体に求める一方で、居住地での住民税の特別控除額、つまり減額の対象となる寄付の上限を約 2 倍に引き上げることとしている。

また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設し、ふだん確定申告が不要の給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続きで行えるようにすることも盛り込まれている。

③外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充は、急速に増えている外国人旅行者の便宜を図るため、商店街などの免税手続きを「免税手続きカウンター」でまとめて行えるようにするなど、消費税免税制度を拡充するものである。

**[NISA 拡充]** NISA(少額投資非課税制度)がスタートして1年たった。(本シリーズ14年2号P5) 高齢者は利用するが、若年層の利用が少ないとか、さまざまな見方があるが、今回の税制改正で、2年目には非課税の枠を100万円から120万円に増やせるようになった。

また、日本に住む19歳までの未成年者を対象にした「子ども版ISA」が創設される。非課税枠は年80万円、5年で400万円までの枠がある。資金は親などからの贈与になるが、贈与税は年110万円まで非課税の基礎控除があるので、税はかからない。ただし18歳までは口座からおろせない。

## (2) 財政課題の見方

1月14日、2015年度一般会計で総額96兆3420億円の政府予算案が閣議決定された。その規模は、14年度当初予算より4600億円増えており、過去最大となる。歳出は膨らんでいるが、税収が54兆5250億円と、23年ぶりの高い水準を見込んでいるため、新たな国債の発行は36兆8630億円で14年度に比べ10.6%減少する。歳入に対する新規国債発行額(国債依存度)も38.3%に下がり、6年ぶりに40%を割ることになった。

税収などで行政サービスに使う政策経費をどのくらい賄えるかを示す**基礎的財政収支**はどうか。(本シリーズ14年12号P2参照)

これについて安倍首相は、15年度予算案が固まった1月12日の段階で、「国と地方の基礎的財政収支の赤字を10年度より半減させる」という財政健全化の目標が達成できるという見通しを示している。ちなみに地方の予算編成はこれからであるが、2010年度の国・地方合わせた基礎的財政収支の赤字を対GDP比で見ると、▲6.6%である。この比率を半減させるということは、▲3.3%となる。この目標がクリアされても。もう一つの「20年度までに基礎的財政収支を黒字化する」という目標については、困難ではないかという見方が出ており、政府は、20年度目標に向けて、今夏にも財政健全化の計画を作ると伝えられるが、目標達成は、容易ではなさそうだ。

政府の新年度予算編成で、税収が高めに見積もられている背景には、予算編成の時期にまとめる新年度の「**政府経済見通し**」がある。1月12日に閣議で了承された経済見通しによ

ると、14年度は景気回復が遅れたことから、物価上昇分を差し引いた実質成長率がマイナス0.5%と、5年ぶりにマイナス成長となるが、15年度は、原油の値下がりや家計の負担が軽くなり、企業の収益も改善するとして、実質1.5%の成長を見込んでいる。15年度の名目成長率は2.7%、GDP(国内総生産)は504兆9000億円で8年ぶりに500兆円を超えるとしている。一方、15年度の消費者物価は前年度より1.4%上がるとしており、名目成長と同じく民間の見方を上回っている。

このように「政府経済見通し」は、純粋な予測とは異なり、政策目標の側面があることを見逃がすことはできない。

もう一つ「**成長率のゲタ**」も考えておく必要がある。これは、例えば14年度の平均成長率より、年度末の水準が高くなれば、翌15年度中に全く変化がなくても15年度の平均は前年度の平均水準より上昇することになる。つまり新年度は初めからゲタをはいた分だけ背が高くなるようなものだという点である。今回、景気が1-3月期に成長率が高くなれば、こうした現象になり、1.5%成長もそれほど難しくないかもしれない。

(各紙1.13、1.15付)

## 2. 再生医療

### (1) 「STAP 細胞」存在せず

2014年初め「新たな万能細胞の大発見」として、世界を驚かせた「STAP 細胞」(本シリーズ 14 年 2 号 P3)は、年末になって、別の万能細胞(ES 細胞)が混入したものだとはほぼ断定され、1 年かけて、その存在が否定されることとなった。

この結論は、外部有識者でつくる理化学研究所の調査委員会が 12 月 26 日に調査報告として明らかにしたもので、これを受けて、発見者の中心とされた理化学研究所研究員の小保方晴子氏は研究員の職を辞任した。

小保方氏は、自らの論文の中で、マウスの細胞の塊を酸性の溶液で処理し、培養すると、万能性が確認できる特殊なマウスが作れると主張していた。しかし、論文にある通りに再現の実験をしても、「STAP 細胞」は得られないという報告が相次いだ。また、小保方氏の論文の画像の中に不正な部分も見つかり、7 月には、英科学雑誌「ネイチャー」がこの論文を撤回した。その後、STAP 論文の著者の一人が自殺するという出来事もあった。

外部有識者による理研の調査委員会は 9 月から調査に入った。専門家の委員は、小保方氏ら研究者が培養室に残していた冷凍の試料について、遺伝子を詳細に解析したところ、ES 細胞であることが 99%の確率で分かったというのである。このほか調査委員会は、論文について新たに 2 件の不正を認定していたが、この報告書に対し、小保方氏は不服を申し立てなかったことから、「STAP 細胞」をめぐる一連の疑惑に終止符が打たれる形になった。

それにしても、培養室には、多くの人が入り出りできたようであるが、「ES 細胞」の混入については、小保方氏らの研究者は否定しており、そんなことはあり得ないとして混入の有無を調べなかったと伝えられる。理研の対応が後手に回った点も指摘されているが、後味の悪い終わり方である。当初、難病患者に大きな夢と期待を抱かせた問題だけに、この出来事で日本の再生医療の研究が後退するようなことがあってはならない。どうして混入したのかはやはり、きちんと調べどこに問題があったのかははっきりさせることが次の研究に大きく影響するのではないか。(各紙 12. 20&1.7 付)



## (2) 今後の再生医療

2014年は「再生医療元年」とも呼ばれた。「STAP細胞」のように残念な結果に終わったものもあるが、その一方で、世界初の「iPS細胞」による眼の難病の手術が実施されたのである。

「再生医療」というのは、2014年11月から施行された**再生医療新法**によれば、「細胞に培養その他の加工を施し、それを人体に移植する医療」のことで、傷の再生を早める傷絆創膏や、細胞に直接働きかけ細胞の再生を促す薬剤は含まれない。

本来は受精卵という万能性をもつ1個の細胞が膨大な数の細胞に分裂を繰り返し、その個々の細胞が血管、筋肉、内臓、脳神経など特殊で複雑な機能を備えた細胞群になるのが生物界の常識だった。近年、その常識が破られ、カエルの大人の細胞が受精卵の状態に戻ることが証明された。

京都大学の山中伸弥教授は、哺乳類でも、人工的に大人の細胞を受精卵の状態に戻すことができるはずだと考え、これを四つの遺伝子で実証したのが「iPS細胞」である。(北条元治医学博士「現代用語の基礎知識 2015」より)

山中伸弥教授は、京大 iPS 細胞研究所(CiRA)の所長も務めている。世界初の目の難病の手術について「長期間(経過を)見ない限り、安全性も効果もまだまだわからないが、今のところは患者さんも順調と伺っている」と述べている。(朝日 1.8 付)

また、このインタビューでは、今年 CiRA として、「iPS細胞」を使ったパーキンソン病の治療を申請する予定があることや、「iPS細胞」によって人体に頼らなくても、細胞レベルで病気を再現することが可能となり、薬の効果を次々に試せるようになっていることを明らかにしている。

## このほか、今号の新語・流行語

---

- ① 日本の CCS                      ② IPO ほか株式用語                      ③ 特許開放  
④ 農地バンク                      ⑤ ピケティ理論

### ① 日本の CCS----- 《 エネルギー・環境 》

CCS は、carbon dioxide capture and storage を略したもので、二酸化炭素の回収・貯蔵のことである。新語とは言えないが、14 年 11 月コペンハーゲンで開かれた IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の総会で採択された、7 年に 1 度の第 5 次統合報告書でこの CCS が取り上げられた。IPCC は、今世紀末までの世界の平均気温の上昇を 2 度未満に抑える必要があるとして再生エネルギーや原子力を増やすとともに、CCS の技術も加えるべきだと指摘したことから、国際的に注目が高まっている。

世界的には、北欧などに年 100 万トンの規模の CO<sub>2</sub> を埋め込む施設があり、現在進行中の CCS 計画も米国や中国を中心に大規模な案件だけで 60 件にのぼると言う。

しかし、日本ではこれまで、地震国であるため、CO<sub>2</sub> を地中に埋め込んでも漏れる懸念があるということで、実用化されなかった。最近になって、石油会社やエンジニアリングなど 35 社が出資する日本 CCS 調査(東京)という会社が組織され、北海道で掘削に乗り出していることが報道されている。日本の技術で地層分析をするなどのノウハウを蓄積できれば、東南アジアへも売り込めるという期待もあるようだ。ただ、二酸化炭素の回収から、地中に貯める方法はいくつも考えられているが、CCS の実用化するには 1000 億円規模のコストがかかると言われていて前途は多難である。(ウィキペディア 1.11)(日経 12.7 付)

### ② IPO ほか株式用語----- 《 金融・証券 》

IPO (Initial Public Offering)は、「新規株式公開」のことで、新語ではないが、日本では英語のまま一般的に使うようになったのは最近のことではないか。株式を公開していない企業が不特定多数の投資家から資金を調達するため、証券取引所などに株式を上場することを指す。

14 年 12 月 26 日、日本郵政株式会社が発表したところによると、「日本郵政グループの 3 社の株式を 15 年度半ば以降、上場する」ことになった。日本郵政グループは、「日本郵政」が持ち株会社でその傘下に、「ゆうちょ銀行」、「かんぽ生命保険」、「日本郵便」の 3 社があ

るが、このうち「日本郵政」とその傘下の「ゆうちょ銀行」、「かんぽ生命保険」三つの会社の株式をいわば、親子上場の形で東京証券取引所に同時上場しようというものである。上場されると、株式の時価総額が1998年のNTTドコモ以来の規模になるとも言われる大型のIPOになる。また、政府は株式売却益の一部を東日本大震災の復興財源に充てることを明らかにしている。

残りの「日本郵便」の株は持ち株会社の「日本郵政」が持ち、その「日本郵政」の株は、政府が持ち続ける部分がある。一般的なIPOとはやや異なるのは、「日本郵便」が赤字体質にあるためとみられているが、その株を持ち続ける「日本郵政」株への投資に問題はないのだろうか。

上場の期限等については、当初、小泉政権の下では、17年9月末までに金融2社の株式をすべて売却することになっていたが、民主党政権は、金融2社の上場期限を撤廃し、「日本郵政」だけ15年秋に上場して、金融2社の売却を事実上見送る方向だった。その後、安倍政権になり、金融2社の上場がよみがえり、大型のIPOとなる見込みである。

ところで、「かんぽ生命保険」と言えば、国内最大の保険会社である。「ゆうちょ銀行」も含めて郵便事業が国営だった1992年8月、政府はバブル崩壊後の株価下落に対応するため、郵便貯金・簡易保険の株式組み入れ制限を撤廃した。特に簡保の集めた資金が政府の株価維持策に使われ、当時、話題となった国連平和維持活動にひっかけてPKO(プライス・キープ・オペレーション)と呼ばれたのである。

その「かんぽ生命保険」は今、保有契約件数の減少が響き、10年3月から減収基調が続いている。このままでは政府のIPO計画の足を引っ張りかねない。そこで同社としては、政府の思惑と一線を画すNGO(ノン・ガバメンタル・オペレーション)として株式投資を拡大しそうだというのである。

「かんぽ生命保険」の運用資産は約86兆円で、国内生保の中では最大である。株式保有残高は1%に満たないが、他の生保並みに10%程度まで、国内株式に振り向ければ7~8兆円の投資余力になると見られており、その動きが注目されている。

話はIPOに戻るが、2014年は、IPOが活況を示す年になったと言われている。14年の1年間に上場された会社は77社で、前年比23社増加した。上場した株式の初値は、公開価格の1.8倍前後で、13年より低かったが、初値は大きく上がらなくてもその後の株価がしっかりしている例が目立つと言われている。

15年も100社前後が新しく上場しそうだと言う。新しく登場する会社は、市場の新陳代謝を促し、市場の活力も増す。その一方で、上場当初は市場の話題を集めてもやがて株価が勢いをなくす傾向があることも見逃せない。13年上場の54社について見ると、14年末には、70%の38企業の株価が下落しており、このうち、17社は半値以下に落ちている。

新規参入の企業については、短期的な株価に惑わされることなく、成長するかどうかしっかりと見極めることが重要と言われている。

(日本郵政公式サイト 12.26、日経 12 月 10、23、25 付)

### ③ 特許開放----- 《 企業・雇用 》

前号で取り上げた **FCV(燃料電池車)**の特許が開放されることになった。特許(パテント)は言うまでもなく新しい技術の発明者の権利を保護する制度であり、日本では出願の日から 20 年間、独占的・排他的な使用権が認められている。

年末にトヨタ自動車は世界で初の水素で走る「究極のエコカー」MIRAI を発売したが、年明け早々、トヨタが単独で保有している FCV 関連の特許約 5680 件を開放し、無償提供することを明らかにした。

発表文では「無償開放の期限は 2020 年までを想定している」と述べているが、水素供給・製造など水素ステーション関連の約 70 件の特許については、早期普及に貢献するため、期間を限定せず無償にするとしている。

特許実施権の提供を受けるには、具体的は実施条件などについて、トヨタと個別協議して契約しなければならない。(トヨタ自動車公式サイト 1.6)

それにしても、トヨタが異例とも言える特許開放に踏み切った背景には、特に市場導入の初期の段階では、特許を開放したほうが FCV の普及に役立つという読みがあるものと見られている。

この点について、日経社説(1.12 付)によれば、産業界を広く見れば技術のオープン化は珍しいことではなく、IT(情報技術)業界ではごく普通の戦略で、たとえば米グーグルが開発したスマホ用基本ソフト「アンドロイド」は、スマホメーカーが無償で使える。

また、自動車産業でも半世紀以上前、「3 点式シートベルト」を開発したスウェーデンのボルボが特許を無償開放している。このおかげで「ボルボ車=安全」というブランドイメージができた。トヨタはハイブリッド車で先行しているが、技術を抱え込んで開放路線をとらなかった。「その結果、世界の新車市場でハイブリッド車の比率は今も 2~3%にとどまり、物足りなさが残る。これも今回の決断の背景だろう」と書いている。

### ④ 農地バンク----- 《 農業・食料 》

安倍政権は農業の新たな担い手として、企業を呼び込む政策に着手しており、その一つとして、まとめて借り上げた農地を意欲ある生産者に貸す「**農地バンク**」の活用が本格化してきた。「農地バンク」は、正確には「**農地中間管理機構**」で、「農地集積バンク」とも呼ばれている。2013 年 12 月に法制化され、全国の各都道府県に一つずつ設立され、農地の出し手と受け手の間に介在して中間的な業務を行う。具体的には、分散するなど錯綜した農地を担い手ごとに集約するとか、必要に応じて基盤整備をし、担い手がまとまった農地

を利用できるようにする、あるいは、受け手が見つかるまで農地の管理をする等によって、農地の集積と耕作放棄地の解消を推進することになっている。14年9月末現在で、東京都を除く46道府県で「農地バンク」が設立されて動き始めている。

「農地バンク」活用の具体例としては、埼玉県羽生市で小売り大手のイオンが15年からコメ生産に参入することが報じられた。

生産に直接携わるのは、イオン子会社のイオンアグリ創造で、埼玉県が開発したブランド米「彩のかがやき」を中心に栽培し、15年秋には60トンの前後の収穫を見込んでいる。

(日経10.7付、「現代用語の基礎知識2015」)

#### ⑤ ピケティ理論----- 《 経済全般 》

2014年の経済論壇で世界的にちょっとしたブームを巻き起こした学者がいる。フランスの経済学者トマ・ピケティで、その著『21世紀の資本』は、14年12月に日本語の翻訳が出されたが、年明け8日までの1ヵ月で既に第6刷が発行されている。14年春に英語版が出版されたあと、ノーベル経済学賞受賞の経済学者、ジョセフ・スティグリッツやポール・クルーグマンが絶賛し、一挙にブームになった。

フランス語で1000ページ、日本語版も索引や著者の付けた注釈(原注)を入れると700ページを超す分厚な著書であるが、数式が並んでいる訳ではなく、歴史や文学も含んだ経済書となっている。ここでは橘木俊詔氏(京都女子大学客員教授)の解説(日経「経済教室」12.12付)を中心にして紹介する。

表紙に「 $r > g$ 」と書かれている。 $r$ は資本収益率、 $g$ は所得成長率(=経済成長率)。ピケティ氏は、現実の値から、ほぼ4~5%の資本収益率が、1%前後の所得成長率より高いことを重視した。この $r$ と $g$ の差が大きいほど資本の集中が進み、資本保有者がますます富むことを20カ国のデータで確認したというのである。こうして生まれる格差社会の現状を打破するためにピケティ氏は、資本収益率を下げるのが有効と考え、国際協調により、資本課税の強化をするよう主張している。

(このような内容だと紹介されているが、小生はまだ読み終わっていないので、後日、読後の印象を取り上げたい)

**【参考資料】**

- ・ 貝塚啓明ほか編「金融実務大辞典」金融財政事情研究会 2000.9.19 発行
- ・ 「現代用語の基礎知識 2015」自由国民社 2015.1.1 発行
- ・ 「経済辞典第4版」有斐閣 2005.4.20 発行
- ・ 「経済新語辞典」日本経済新聞社 2007.9.20 発行
- ・ トマ・ピケティ著、山形浩生ほか訳「21世紀の資本」みすず書房 2015.1.8 発行
- ・ 日経、朝日、読売、宮崎日日を中心とする新聞各紙、NHK ニュース・番組、
- ・ 下記公式サイト  
(ウィキペディア、財務省、日銀、トヨタ自動車、日本郵政、自民党)

**【お詫び】 2015/1/17**

今回は校正が不十分で、発行後訂正が多かったことをお詫び申し上げます。